

ヒト胚に関する議論の経緯

参考資料4

平成9年4月 文部省に学術審議会特定研究推進分科会バイオサイエンス部会設置
平成10年7月 「大学等におけるクローン研究について」報告

平成9年2月 クローン羊ドリー誕生の発表

平成9年9月 科学技術会議(当時)に生命倫理委員会設置

平成10年1月 クローン小委員会設置
(クローン技術に関する議論開始)

平成11年11月
「クローン技術による人個体の産生等に関する基本的考え方」

平成11年12月
「クローン技術による人個体の産生等について」を決定
・クローン人間の産生は、法律により罰則を伴い禁止とすべき

平成10年12月 ヒト胚研究小委員会設置
(ES細胞の研究等ヒト胚研究に関する議論開始)

平成12年3月

「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究について」を決定

- ・人クローン胚等の規制は、法律に位置づけて整備すべき。
- ・ヒトES細胞の規制は、指針として整備すべき。

国会審議

平成12年11月

「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」の成立

- ・ 特定胚の取扱い指針の策定
- ・ クローン人間の産生を禁止
- ・ ヒト受精胚取扱いの在り方を総合科学技術会議で検討(附則第2条)

【附帯決議】 ・ 特定胚指針の要件
・ ヒトES細胞の取扱いの考え方

平成13年9月

「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」告示

(平成13年8月の総合科学技術会議答申を受け、文部科学省が告示。制定以降、4回の改正を実施)

平成19年9月 分配機関の設置に関する規定等の整備

平成21年5月 人クローン胚研究に関する規定の整備※

平成21年8月 手続等の緩和(ヒトES細胞の「使用」に関する二重審査の廃止等)

平成22年5月 生殖細胞作成研究の手続きを新たに追加

平成13年12月

特定胚の取扱いに関する指針

(平成13年11月の総合科学技術会議答申を受け、文部科学省が告示)

平成21年5月

人クローン胚研究に関する規定の整備※

平成16年7月

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を総合科学技術会議で決定

- ・ 人クローン胚の作成・利用を研究目的を限定して容認(特定胚指針の改正等により必要な枠組みを整備)
- ・ ヒト受精胚の作成・利用を生殖補助医療研究目的で容認(文部科学省及び厚生労働省でガイドラインを策定)

平成16年10月

文部科学省に人クローン胚研究利用作業部会設置

(関係指針等の改正に向け、人クローン胚の作成・利用のあり方について検討)

平成20年2月 「第一次報告」を決定

平成21年5月 人クローン胚研究を可能とするための関係指針の改正を実施※

平成17年10月

文部科学省に生殖補助医療研究専門委員会設置(厚生労働省と合同で、ガイドライン策定に向けて検討)

平成21年4月

「生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用の在り方について」を決定

- ・ 作成されるヒト受精胚の取扱い
- ・ 配偶子の入手の在り方等について検討

平成22年12月

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針

(文部科学省、厚生労働省告示)